

仕 様 書

1 業務名 有害鳥獣防除対策事業委託

2 目的

有害鳥獣（ハクビシン・カラス・イタチ・イノシシ・シカ等）や特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）による農作物および生活環境被害が急増しており、宝塚市の北部地域から南部地域にかけ、ほぼ全域で被害が出ている。そのため、報奨制度で対応する北部地域でのイノシシ・シカ捕獲以外の、宝塚市全域での小動物の捕獲及び南部地域でのイノシシ・シカのワナの設置、捕獲を実施することにより被害の減少を図る。

北部地域、南部地域の各エリアについては、6実施場所の項目にて定める。

3 事業内容

（1） 通報による出動について

市民からの有害鳥獣（ハクビシン・カラス・イタチ・イノシシ・シカ等）や特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の目撃や被害などの通報、情報提供に対し、下記により対応すること

ア 受付体制

市又は市民からの通報・連絡を受ける手段を確保すること。

月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）の9時00分～17時30分の間に市または市民から有害鳥獣等の通報・連絡があった場合、その処理を行うこと。

また、やむなく市民からの通報・連絡が月曜日から金曜日の上記時間外並びに土・日・祝・年末年始にあった場合は緊急連絡先をあらかじめ設け、迅速に対応すること。

イ 出動体制

受託者は、市又は市民から通報・連絡を受けた場合にすぐに出動できる体制を整えるとともに、現場の対応ができる従事者（狩猟免許保有者）を配置すること。

ウ 通報者への連絡

通報・連絡を受けた場合、通報をした市民に連絡を行い時間調整し、現場に出動すること。

エ 現場での措置

あらかじめ市から指示のあったワナの設置や回収、止刺し等の措置を講じること。

必要と認める時は指示以外の措置を講じることとし、講じた措置については、市に連絡すること。

（2） 有害鳥獣のうち小動物（ハクビシン・カラス・カラスの巣・イタチ等）及び特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）の捕獲等について

上記（1）の通報・連絡により、下記によりワナ等を設置、有害鳥獣及び特定外来生物の捕獲、止刺し、ワナの撤去等を行うこと。

ア ワナの設置

ワナの設置を希望する市民や事業者など（以下、市民等）にワナを貸し付け、貸し付けた市民等立会いのもと、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に従ってワナの設置を行うこと。ワナの設置については標識（住所、氏名、狩猟者登録証の番号等を記載）を設置すること。ワナの設置に伴う餌の仕込みについては、最初の餌は受託者で行い、その後はワナを貸付けた市民等が出来るように指導し、2回目以降は市民等に餌の仕込みをしてもらうこと。なお、貸付期間は原則1か月とし、期間経過後または捕獲後貸し付けた市民等立会いのもとワナの撤去を行うこと。（貸し付けた市民等との調整により立合い不要となった場合はこの限りではない。）

イ 捕獲・止刺し

捕獲の連絡があった場合は速やかに市民から聞き取りを行い、個人の所有地に入る際には許可を受け、止刺しを行うこと。

止刺しは、なるべく苦痛を与えない形で行うこと。

処分方法は、自家消費や販売、焼却および埋設とする。

焼却を行う場合は、宝塚市立クリーンセンター等、市の施設に搬入し、搬入時に市が提供する一般廃棄物処理手数料減免申請書を提出する。その他の処分方法で処分した際は、処分時の写真を提出すること。

ウ ワナの撤去

整地等を行いワナの撤去個所を原形に復旧すること。

(3) 南部地域での有害鳥獣のうち大型獣（イノシシ・シカ）の捕獲等について

上記（1）の通報・連絡や、農業被害の予防のために、下記によりワナの設置、見回り、誘因、止刺し、ワナの撤去を行うこと。

ア 場所の選定

(ア) ワナの設置に当たっては、鳥獣の生態（鳥獣が日常的に利用している道が来ている場所等）等を考慮し、適切に設置場所及び設置方法を決定すること。

(イ) 設置箇所の選定に当たっては、近くに鳥獣が身を隠せる林地又は、林地から近い平坦部とする。

(ウ) 民有地に接する箇所で選定する際は、土地所有者に設置期間及び利用方法について十分に理解が得られるように努める。

(エ) 他の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、ワナの設置箇所については十分に精査する。

イ ワナの設置

(ア) ワナは、区別なく鳥獣を捕獲してしまうこと、捕獲される鳥獣を損傷してしまうことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第3号他や自治体等の定める条例等に従って設置すること。

(イ) 標識（住所、氏名、狩猟者登録証の番号等を記載）を設置すること。

(ウ) ワナの設置を行った際は、設置した場所を地図（縮尺1：3000）にて市に連絡すること。

(エ) 必要に応じ、林道等の入口手前や遊歩道の入口及び一般者への周知が必要な箇所に立入禁止看板等を設置し、入林者へ注意喚起を促すこと。この場合の立入禁止看板等の支柱・掲示板等は受託者で準備すること。

ウ 見回り・誘引

(ア) ワナ設置後は、捕獲した鳥獣を速やかに発見するため、また、ワナとその周辺状況を確認するために、月15回以上(3日以上)の空白期間を設けないこと)の見回りを実施すること。不具合や誤作動等が発生していないかを確認し、それらが見受けられた際は適切にメンテナンス及び再設置を行うこと。

(イ) 見回りによる誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡の確認等により、誘引状況の確認を行い、餌が無くならないように常に補給を行うこと。誘引が不調の場合には、定期的に古い餌を取り除き、新しい餌を補給すること。

(ウ) 餌を給餌箇所に運搬する場合は、路面にまき散らさないようにすること。

エ 止刺し

(ア) 止刺しは、物理的方法により、なるべく苦痛を与えない方法を用いるほか、動物福祉に配慮した社会的に容認されている通常の方法により行うこと。

(イ) 止刺し後の個体は、自家消費や販売、市が指定する死獣格納庫への持ち込みによる焼却、埋設などで処分することとする。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により放置してはならない。

(ウ) 市が指定する死獣格納庫への持ち込みを行った場合は、速やかに獣種及び頭数を市に連絡すること。

オ ワナの撤去

整地等を行いワナの撤去個所を原形に復旧すること。

(4) 錯誤捕獲

ア 錯誤捕獲が生じた場合の体制について、事前に関係機関等と調整し、連絡体制を確保しておくこと。

イ 錯誤捕獲が生じた場合は必要に応じて関係機関に専門家の派遣を要請し、適切な措置について指導を受けるとともに、速やかに放獣等の措置を講じること。

ウ 錯誤捕獲が生じた場合の措置について記録し、市に連絡すること。

(5) 報告書の提出について

事務処理については、契約書の規定に基づく実績報告書と併せ、それに付随する成果物を、毎月10日までに前月分を提出し、年度末には請負期間の完了実績報告を行うこと。

(6) 安全等の確保

ア 事業の実施に際しては、事業関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めること。

(ア) 常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図ること。

(イ) 事業に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めること。

(ウ) 事業実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。

イ 事業の実施に当たり、事故等が発生しないよう作業員等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

ウ 屋外で行う事業実施中に事故等が発生した場合は、直ちに市に連絡するとともに、市が指示する様式により事故報告書を速やかに市に提出し、市から指示がある場合にはその指示に従うこと。

(7) 捕獲従事者

当該委託にかかる主任ほか、捕獲に従事する者は必要な免許（ワナ猟免許等）を所持していること。

(8) 委託契約金額

人件費の他、諸経費（車両使用料、車両使用に伴う各種保険、賠償責任保険等雇用に関する一切の経費を含む）、その他（作業服、手袋、長靴、作業靴等一切の消耗品費を含む）当該委託事業に関する一切の費用を含む。

(9) その他

ア 委託事業に使用する捕獲器具について、契約開始時には大型獣用の檻5台と、小動物用の檻19台を貸与する。破損した場合は速やかに市に連絡すること。

また、不足分やその他の捕獲器具については、受託者にて用意すること。

イ ワナの設置・止刺しや処分等の作業を行う者に対しては危険防止のため、作業服、手袋、長靴、作業靴等消耗品を支給すること。

ウ 狩猟期間の狩猟鳥獣による被害に対しても相談、捕獲等の対応を行うこと。

4 報告内容

以下に記載する内容を実績報告書と併せ提出すること。

(1) 業務日誌（日報）

以下の項目を踏まえ、業務日誌（日報）を作成し、月ごとに市へ提出すること。

ア 毎日の事業実施状況について、実施状況を撮影した写真を業務日誌（日報）に添付すること。

イ 捕獲個体・通報による出動がある場合は、記録写真を業務日誌（日報）に添付すること。

ウ 市から業務日誌（日報）の提出を求められた場合には速やかに提出すること。

(2) 通報による出動の現場写真

発現場付近の写真を撮影する。なお、対応者名、日付、場所を付記すること。

(3) 捕獲個体の記録写真（アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・カラス及びカラスの巣・イタチ）

ア 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、事業名を明記した黑板等とともに捕獲個体を撮影する。この際、黑板等は、写真で視認できるようにすること。

イ 捕獲時の写真及び止刺し後の写真を撮影する。

(4) 捕獲個体の記録写真（イノシシ・シカ）

以下の項目を踏まえ、捕獲時の写真及び止刺し後の写真を撮影すること。

ア 受託者名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体を撮影する。この際、黒板等は、写真で視認できるようにすること。

イ 捕獲個体は、原則「右向き」の状態（撮影者から見て捕獲個体の足が下向きになり、その際、頭部が右側にくる状態をいう。）にさせ、スプレー等でその識別が可能となるよう下記の順でマーキングし、そのマーキングが分かるように撮影する。

（ア）胴体中央に個体の色と異なる色のペンキ等で「タ」とマーキング。

（イ）上記（ア）で記した「タ」のマークとは別の場所に、個体の色と異なるペンキ等で、捕獲年月日、捕獲した順に付与する番号をマーキング（ただし、個体が小さくマーキングする場所がない場合は省略化とする）。

ウ 捕獲した個体を焼却以外の方法で処分した場合は、処分方法のわかる写真を提出する事。

エ 写真の撮影は原則デジタルカメラ（スマートフォンのカメラでも可）で行い、報告書の提出より前にデータを市役所農政課の課代表メールアドレスに送信することとする。ただし、メールでの送信ができない場合は、カメラ（記録媒体）を農政課に持参し、データを提出する方法も可能とする。

（5）見回りの記録写真（イノシシ・シカ）

見回りを実施した際には、設置したワナおよび標識が分かるように撮影する。また、誘引餌の補給を行った場合はその様子がわかる写真を撮影する。

（6）ワナの設置を行った際は、設置したワナ及び標識が確認できるように写真を撮影する。

（7）捕獲個体記録票

捕獲個体の検体作業（体長、雄雌別等）を行い捕獲個体記録票に記入する。

5 捕獲許可

（1）受託者は、本委託契約の締結後、速やかに、有害鳥獣捕獲許可申請書及び特定外来生物捕獲許可申請書を提出すること。

（2）市は、受託者に対し、有害鳥獣捕獲及び特定外来生物捕獲を許可し、有害鳥獣捕獲許可証及び特定外来生物捕獲許可証を発行する。

6 実施場所 宝塚市内一円 地内

ただし、有害鳥獣のうち小動物（ハクビシン・カラス・カラスの巣・イタチ等）及び特定外来生物（アライグマ・ヌートリア）は市内全域、有害鳥獣のうち大型獣（イノシシ・シカ）は長尾連山以南とする。（詳細は別添地図にて表示）

7 実施期間 契約日 ～ 令和6年（2024年） 3月31日

8 支払方法 毎月の業務完了後ごとに均等払いとする。 （端数は最終支払いで精算する）

9 その他

(1) 請負業者賠償責任保険に加入すること。

保険金額 身体障害 1 名 5,000 万円、1 事故 3 億円

財物損壊 1,000 万円

ただし、上記内容以上の加入のハンター保険（総合生活保険（ハンター補償））
をもって替える事ができる。

(2) 委託業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。

別添地図



北部地域

南部地域

